

知的障害

知的障害は、知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、記憶、推理、判断などの知的機能の発達が、全般的に遅れた状態にとどまり、社会生活への適応面で福祉的な援助を必要とします。

コミュニケーションの配慮とポイント

知的障害のある人は、複雑な事柄の理解や判断、漢字の読み書きや計算などが苦手な場合があります。ただし、軽度の場合、少しの会話だけでは障害があるとわかりにくい人もいます。

● まずは優しく声かけを

知的障害のある人の中には、未経験の出来事や状況の変化への対応が苦手な人が多くいます。相手の不安や緊張を解きほぐすために、まずは優しく声をかけてください。

しかし、成人の場合は、子供扱いしないようにしましょう。また、強い口調で話しかけると、怯えたり、話をあきらめてしまうこともあるので、注意しましょう。

● 事前ヒアリングでコミュニケーション

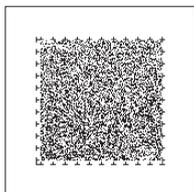
知的障害のある人は、施設の利用方法や注意事項などの理解が不十分であることも多く、それが原因で利用しづらくなる場合があります。施設を実際に利用する前に、必要に応じて利用方法の説明や、施設スタッフとの顔合わせを行ってください。

継続的な利用につながるよう、施設スタッフとのコミュニケーション機会を増やしましょう。

● 短い文章で、ゆっくり・丁寧に・くり返し

たくさんの事柄を一度に説明すると混乱してしまうので、短くわかりやすい文章で、ゆっくり丁寧に話しかけましょう。

相手が理解できていないことについては、何度もくり返し説明してください。相手の理解を確認するために、内容を相手の言葉で話してもらおうと良いでしょう。



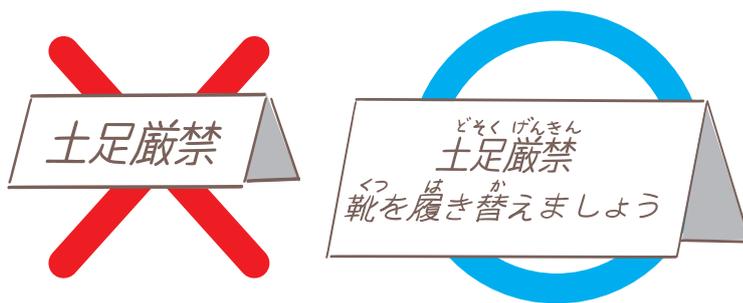
● イラストやひらがなを使ってわかりやすく

書類や看板の漢字にはふりがなを付けた
り、イラストや図を使ってわかりやすくし
ましょう。

また、具体的にどうすればよいかを伝え
るようにしましょう。

▶ (例)

「土足厳禁」⇒「靴くつを履はき替かえましょう」



● 「はい」「いいえ」で答えられる具体的な質問を

「今日は何がしたいですか？」と尋ねるのではなく、「今日は水泳をしますか？」のように質
問すると、相手は「はい」「いいえ」で答えられます。

また、指示をするときは、「用紙に記入してください」ではなく、「住所を書いてください」など、
具体的に伝えることで意向が通じやすくなります。

● 本人の意思確認を優先

支援者がいる場合でも、用件の確認や意思確認は、
必ず利用者本人に行ってください。

また、その場にはいない家族などに連絡をする場合は、
必ず利用者本人の同意を得て、目の前で電話をするな
どの配慮をしてください。



● 本人のペースを大切に

施設利用当初は施設の利用ルールが覚えられないなど対応が難しいことが多くあっても、く
り返し通ってもらうことで慣れていき、できるようになる、理解してもらえるようになること
があります。理解のペースは人それぞれなので、できることから行っていけるよう促してくだ
さい。

ただし、体調などによって今までできていたことが、できなくなる日もあります。スタッフ
間で情報を共有し、本人の混乱が最小限になるよう、心がけてください。

